

京都市工場等集団化助成条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年3月30日

京都市長 榊本頼兼

京都市規則第164号

京都市工場等集団化助成条例施行規則の一部を改正する規則

京都市工場等集団化助成条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2号様式中「営業報告書（事業協同組合等にあつては、事業報告書）」を「事業報告書」に改める。

附 則

この規則は、会社法の施行の日から施行する。

(産業観光局商工部産業振興課)